

年 月 日

池田市上下水道事業管理者 様

給水装置工事申込者 住所

氏名

(※)

Tel

(※)本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印してください。

直結増圧式給水装置に関する維持管理誓約書

給水装置の設置場所
池田市
(建物の名称)
管理人（建物設備一般を管理する業者、団体等を含む。）
住所
氏名
電話番号

直結増圧式給水について次の各項目を誓約致します。

記

1. 条例・規程の遵守と維持管理区分

上記各項目のほか、池田市水道事業給水条例に規定する給水装置の管理義務を遵守するとともに、配水管から分岐した給水管は、官民境界より 1 m以内の宅地内（所有地内）に第 1 止水栓を設けて、第 1 止水栓以降（宅地内側）は、当方の責任で維持管理（漏水防止、漏水修繕など）致します。

2. 水道使用者等への周知

1) 直結増圧式給水は、上下水道部の断水や水圧低下のとき受水槽のような貯留機能がないため、水の使用ができなくなることを承知しています。

2) 停電や故障により増圧給水設備が停止したとき、又は水圧低下に伴う出水不良及び濁水が発生したときには、非常用の給水栓を使用します。

なお、非常用の給水栓使用料支払いについては、当方の責任において行います。

3. 定期点検

増圧給水設備及び逆流防止装置の機能を適正に保つため、1 年に 1 回以上の定期点検を行うとともに、必要な保守点検、修繕を行います。

4. 損害の補償

直結増圧式給水に起因する事故が発生し、上下水道部もしくはその他の使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償致します。

5. 管理人等の変更の届出

所有者又は管理人に変更を生じたときは、速やかに上下水道部に「管理責任者変更届」により届け出るとともに、この誓約書の内容を継承致します。

6. 既設給水管の使用責任

既設給水管の使用による直結増圧式給水とした場合は、これに起因する漏水や管破裂等の事故については、所有者又は使用者の責任において解決するとともに、上下水道部の指示に従い速やかに改善します。

7. 水道メータの管理・取替え

水道メータは維持管理及び計量に支障のないようにします。なお、水道メータは維持管理及び計量に支障が生じた場合は、上下水道部の指示に従い速やかに改善します。

また、上下水道部の水道メータの取替え作業等の場合には、水の使用ができなくなることを承諾します。

8. 紛争の解決

上記各項目の条件を使用者に周知徹底させ、直結増圧式給水に起因する紛争などについては、当事者間で解決し、上下水道部には一切迷惑をかけません。

維持管理業者

給水装置管理責任者
住所
氏名
電話
増圧装置設備等の管理業者
住所
氏名
電話